

各管区警察局広域調整担当部長  
警視庁生活安全部長  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
警察大学校生活安全教養部長  
各方面本部長

原議保存期間3年  
(令和11年3月31日まで)  
警察庁丁保発第196号  
令和7年10月17日  
警察庁生活安全局保安課長

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の  
添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令等の公布について  
(通知)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第45号。以下「改正法」という。）のうち、風俗営業の許可に係る不許可事由の追加に係る規定の施行に伴い、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第91号。以下「改正府令」という。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和7年国家公安委員会規則第18号。以下「改正規則」という。）が本日公布され、令和7年11月28日（以下「6月施行日」という。）から施行されることとなった。その概要については下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、改正法による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）を「新法」と、改正府令による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第1号）を「新府令」と、改正規則による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）を「新規則」という。

## 記

### 1 改正府令の主な内容

- (1) 風俗営業の申請者が法人である場合（下記(2)に該当する場合を除く。）の添付書類に次の書類を追加するほか、所要の改正を行う（新府令第1条第7号関係）。
  - ア 新法第4条第1項第7号及び第13号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
  - イ 申請者と密接な関係を有する新法第4条第1項第7号イからハマまでに掲げる法人があるときは、その名称及び住所並びに代表者の氏名を記載した書面
  - ウ 申請者が株式会社であるときは、株主名簿の写し
- (2) 申請者が法人の風俗営業者である場合の添付書類に次の書類を追加する（新府令第1条第8号関係）。
  - ア 前記(1)アからウまでに掲げる書類
  - イ 申請者が持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規

定する持分会社をいう。) であるときは、定款

## 2 改正規則の主な内容

### (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正

ア 新法第4条第1項第7号イからハマまでに掲げる、風俗営業の許可を受けようとする者と密接な関係を有する法人として、次の者を規定する。(新規則第6条の3関係)

(ア) 申請者が株式会社である場合にその議決権の過半数を所有している者等

(イ) 申請者が持分会社である場合にその資本金の二分の一を超える額を出資している者等

(ウ) 出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、申請者の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等以上の支配的な影響力を有すると認められる者等

イ 新法第4条第1項第8号ロに規定する聴聞決定予定日について、警察による風俗営業の営業所への立入りが行われた日(以下「立入日」という。)から10日以内に、立入日から起算して90日以内の特定の日を通知するものとする。(新規則第6条の4関係)

ウ その他

改正法により法第4条第1項が改正され、風俗営業の許可に係る不許可事由が追加されたことに伴い、新法第4条第1項を引用している規定を改正するほか、所要の改正を行う。

### (2) 風俗環境浄化協会等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第3号)の一部改正

改正法により法第4条第1項が改正され、風俗営業の許可に係る不許可事由が追加されたことに伴い、新法第4条第1項を引用している規定について所要の改正を行う。

### (3) 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)の一部改正

改正法により法第4条第1項が改正され、風俗営業の許可に係る不許可事由が追加されたことに伴い、新法第4条第1項を引用している規定について所要の改正を行う。

## 3 当面の留意事項

### (1) 未処分の申請への対応について

改正法においては、6月施行日より前になされた風俗営業の許可申請であって、6月施行日までに許可するかどうかの処分がなされていないもの(以下「未処分の申請」という。)に関する経過措置を設けていないことから、未処分の申請については新法の規定による申請となる。

そのため、既に受理している許可申請又は今後受理する許可申請のうち、未処分の申請となることが見込まれる許可申請については、当該申請に係る申請者に対して、改正府令によって新たに提出が義務付けられることとなる書類の提出が必要となることを丁寧に説明し、トラブルの防止に努めること。

(2) 関係者への周知

本改正により新たに添付が必要となる書類について、風俗営業の許可を受けようとする者や書類作成等を業務とする可能性のある行政書士等への周知を行うこと。

また、2(1)ウ並びに2(2)及び(3)のとおり、従来から法第4条第1項に規定する風俗営業に係る人的欠格事由を引用していた各種規定について改正がなされているところ、風俗環境浄化協会をはじめとする関係団体への周知を行うこと。

(3) 警察職員に対する指導教養

改政府令及び改正規則の内容について、風俗営業等の許認可等事務及び法第37条第2項に基づく風俗営業の営業所への立入り等に従事する可能性のある生活安全部門の職員に対する指導教養をできるかぎり速やかに実施すること。

特に、営業所への立入りに従事する可能性のある職員に対して、

- 立入りが行われた日から10日を経過する前に許可証を返納すれば欠格事由に該当する可能性があること
- 10日以内に聴聞決定予定日が通知された場合は、当該聴聞決定予定日までの間に許可証の返納をすれば欠格事由に該当する可能性があること
- 上記いずれの場合も、風俗営業の廃止について相当な理由がある場合は許可証を返納しても欠格事由に該当しないが、当該理由の疎明は風俗営業者において行うこととなること

等について、立入りの開始時に営業者に丁寧に説明する旨を周知徹底すること。

府

令

○内閣府令第九十一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五十一条及び同法第三十一条の二十三において準用する同法第九条第五項の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年十月十七日

内閣総理大臣 石破 茂

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五十一条の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分に改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分に改正する。規定の傍線を付した部分（以下「対象規定」という）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（風俗営業の許可申請書の添付書類）</p> <p><b>第一条</b> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という）第五十一条第一項の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>四 申請者が個人である場合（次号又は第六号に該当する場合を除く。）には、次に掲げる書類</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 法第四条第一項各号（第七号及び第十二号を除く。）に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>ハ 略</p> <p>二 未成年者で風俗営業を営むことに關し法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面（風俗営業者の相続人である未成年者で風俗営業を営むことに關し法定代理人の許可を受けていないものにあつ</p>	<p>（風俗営業の許可申請書の添付書類）</p> <p><b>第一条</b> 同上</p> <p>〔一〕三 同上</p> <p>四 同上</p> <p>イ 同上</p> <p>ロ 法第四条第一項第一号から第十号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>ハ 同上</p> <p>二 未成年者で風俗営業を営むことに關し法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面（風俗営業者の相続人である未成年者で風俗営業を営むことに關し法定代理人の許可を受けていないものにあつ</p>

ては、被相続人の氏名及び住所並びに風俗営業に係る営業所の所在地を記載した書面並びにその法定代理人に係るイからハまでに掲げる書類（法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る第七号イ、ロ（法第四条第一項第十三号に係る部分に限る。）、ホ及びヘに掲げる書類）

五 申請者が個人の風俗営業者（法第二条第二項の風俗営業者であつて申請に係る都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の法第三条第一項の許可又は法第七条第一項、法第七条の二第一項若しくは法第七条の三第一項の承認（以下この号及び次号において「許可等」という。）を受けているものをいう。次号及び第八号において同じ。）である場合（次号に該当する場合を除く。）には、前号ロ及び二に掲げる書類

〔号の細分を削る。〕

〔号の細分を削る。〕

六 申請者が未成年者である風俗営業者であつて、その法定代理人が申請者が申請に係る公安委員会の許可等を受けて現に営む風俗営業に係る許可等を受けた際の法定代理人である場合（申請書に係る風俗営業及び現に営む風俗営業のいずれについても風俗営業を営むことに関する法定代理人の許可を受けていない場合に限る。）には、次に掲げる書類

〔イ・ロ 略〕

ハ 法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該法定代理人に係る第四号ロに掲げる書面（法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る次号ロ（法第四条第一項第十三号に係る部分に限る。）に掲げる書面及びその役員に係る次号ハに掲げる書面（当該役員が、申請者が現に営む風俗営業に係る許可等を受けた際の役員でない場合には、当該役員に係る次号ホ及びヘに掲げる書類）

ては、被相続人の氏名及び住所並びに風俗営業に係る営業所の所在地を記載した書面並びにその法定代理人に係るイからハまでに掲げる書類（法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る第七号イからハまでに掲げる書類）

五 申請者が個人の風俗営業者（法第二条第二項の風俗営業者であつて申請に係る都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の法第三条第一項の許可又は法第七条第一項、法第七条の二第一項若しくは法第七条の三第一項の承認（以下この号及び次号において「許可等」という。）を受けているものをいう。次号及び第八号において同じ。）である場合（次号に該当する場合を除く。）には、次に掲げる書類

イ 前号ロに掲げる書面

ロ 前号二に掲げる書類

〔同上〕

六 申請者が未成年者である風俗営業者であつて、その法定代理人が申請者が申請に係る公安委員会の許可等を受けて現に営む風俗営業に係る許可等を受けた際の法定代理人である場合（申請書に係る風俗営業及び現に営む風俗営業のいずれについても風俗営業を営むことに関する法定代理人の許可を受けていない場合に限る。）には、次に掲げる書類

〔イ・ロ 略〕

ハ 法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該法定代理人に係る第四号ロに掲げる書面（法定代理人が法人である場合においては、その役員に係る次号ハに掲げる書面。ただし、当該役員が、申請者が現に営む風俗営業に係る許可等を受けた際の役員でない場合には、当該役員に係る次号ホ及びヘに掲げる書類）

七 申請者が法人である場合（次号に該当する場合を除く。）には、次に掲げる書類

イ 「略」

ロ 法第四条第一項第七号及び第十三号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ハ 申請者と密接な関係を有する法第四条第一項第七号イからハまでに掲げる法人があるときは、その名称及び住所並びに代表者の氏名を記載した書面

ニ 申請者が株式会社であるときは、株主名簿の写し

ホ 「略」

ヘ 役員に係る法第四条第一項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

八 申請者が法人の風俗営業者である場合には、次に掲げる書類

イ 前号ロからニまで及びへに掲げる書類

七 「同上」

イ 「同上」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

ロ 「同上」

ハ 役員に係る法第四条第一項第一号から第九号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

八 申請者が法人の風俗営業者である場合には、役員に係る前号ハに掲げる書面「号の細分を加える。」

ロ 申請者が持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）であるときは、定款

「九、十一 略」

（構造及び設備の変更等に係る届出書の添付書類）

第二十条 第四条第一項の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第三項の内閣府令で定める書類について準用する。

2 第四条第二項の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第五項の内閣府令で定める書類について準用する。

備考 表中の「」の記載は注記である。

「号の細分を加える。」

「九、十一 同上」

（構造及び設備の変更等に係る届出書の添付書類）

第二十条 第四条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第三項の内閣府令で定める書類について準用する。

「項を加える。」

省

令

○厚生労働省令第百二号

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第四条の規定に基づき、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月十七日

厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 福岡 資麿

改正後

別表（第三条関係）

項目	歳入等
(略)	(略)
三	薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第八条の二第四項の規定による手数料
四	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第七条第五項の規定による手数料

改正前

別表（第三条関係）

項目	歳入等
(略)	(略)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)

（傍線部分は改正部分）

五	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第一百二十二条第一項の規定による手数料（同項第一号、第九号及び第十号に掲げる者に係るものに限る。）	(新設)	(新設)
六十九	(略)	三十六	(略)

附則  
この省令は、公布の日から施行する。

規 則

○国家公安委員会規則第十八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四条第一項第七号イ、ロ及びハ並びに第八号ロ、第七条の二第一項並びに第七条の三第一項（これらの規定を同法第三十一条の二十三において準用する場合を含む）、第二十条第二項、第三十一条の十三第三項、第三十九条第七項並びに第四十一条の三第一項並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）第十一条第三項（同令第二十五条第三項及び第二十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十月十七日

国家公安委員長 坂井 学

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（許可を受けようとする者と密接な関係を有する法人）</p> <p><b>第六条の三</b> 法第四条第一項第七号イ（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該許可を受けようとする者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者</p> <p>二 当該許可を受けようとする者（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。次項第二号及び第三項第二号において同じ。）である場合に限る。）の資本金の二分の一を超える額を出資している者</p> <p>三 出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、当該許可を受けようとする者の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等以上の支配的な影響力を有すると認められる者</p> <p>2 法第四条第一項第七号ロ（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 親会社等がその議決権の過半数を所有している株式会社</p> <p>二 親会社等がその資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社</p> <p>三 出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、その事業の方針の決定に関する親会社等の支配的な影響力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者</p> <p>3 法第四条第一項第七号ハ（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該許可を受けようとする者がその議決権の過半数を所有している株式会社</p>	<p>〔条を加える。〕</p>

- 二 当該許可を受けようとする者がその資本金の二分の一を超える額を出資している持分公社
- 三 出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、その事業の方針の決定に関する当該許可を受けようとする者の支配的な影響力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

(風俗営業者に対する聴聞決定予定日の通知)

第六条の四 法第四条第一項第八号口の規定による通知をするときは、法第三十七条第二項の規定による風俗営業の営業所への立入りが行われた日(以下この項において「立入日」という。)から十日以内に、立入日から起算して九十日以内の特定の日を通知するものとする。

2 公安委員会は、前項の通知をしたときは、遅滞なく、当該通知に係る風俗営業者に対し、当該特定の日を記載した通知書を交付するものとする。

(風俗営業者たる法人の合併の承認の申請)

第十四条 「1・2 略」

3 第一項の合併承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 [略]
- 二 合併後存続する法人又は合併により設立される法人に係る府令第一条第七号口、ハ及びニ並びに第八号口に掲げる書類
- 三 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の役員となるべき者(以下この号において「合併後の役員就任予定者」という。)の氏名及び住所を記載した書面並びに合併後の役員就任予定者に係る府令第一条第四号イ及びハに掲げる書類並びに法第四条第一項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる者のいづれにも該当しないことを誓約する書面

(風俗営業者たる法人の分割の承認の申請)

第十五条 「1・2 略」

3 第一項の分割承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 [略]
- 二 分割により風俗営業を承継する法人に係る府令第一条第七号口、ハ及びニ並びに第八号口に掲げる書類
- 三 分割により風俗営業を承継する法人の役員となるべき者(以下この号において「分割後の役員就任予定者」という。)の氏名及び住所を記載した書面並びに分割後の役員就任予定者に係る府令第一条第四号イ及びハに掲げる書類並びに法第四条第一項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる者のいづれにも該当しないことを誓約する書面

(騒音及び振動の測定方法)

第三十二条 令第十一条第三項(令第二十五条第三項及び第二十六条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の騒音の測定に係る国家公安委員会規則で定める方法は、営業所の境界線の外側で測定可能な直近の位置について、計量法(平成四年法律第五十一号)第七十一条の条件に合格した騒音計を用いて行う日本産業規格Z八七三二に定める騒音レベルの測定方法とする。この場合において、周波数重み付け特性はA特性を、時間重み付け特性は速い動特性を用いることとし、騒音レベルは、五秒以内の一定時間間隔及び五十個以上の測定値の五パーセント時間率騒音レベルとする。

[条を加える。]

(風俗営業者たる法人の合併の承認の申請)

第十四条 「1・2 同上」

- 3 [同上]
- 一 [号を加える。]
- 二 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の役員となるべき者(以下この号において「合併後の役員就任予定者」という。)の氏名及び住所を記載した書面並びに合併後の役員就任予定者に係る府令第一条第四号イ及びハに掲げる書類並びに法第四条第一項第一号から第九号までに掲げる者のいづれにも該当しないことを誓約する書面

(風俗営業者たる法人の分割の承認の申請)

第十五条 「1・2 同上」

- 3 [同上]
- 一 [号を加える。]
- 二 分割により風俗営業を承継する法人の役員となるべき者(以下この号において「分割後の役員就任予定者」という。)の氏名及び住所を記載した書面並びに分割後の役員就任予定者に係る府令第一条第四号イ及びハに掲げる書類並びに法第四条第一項第一号から第九号までに掲げる者のいづれにも該当しないことを誓約する書面

(騒音及び振動の測定方法)

第三十二条 令第十一条第三項(令第二十五条第三項及び第二十六条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の騒音の測定に係る国家公安委員会規則で定める方法は、営業所の境界線の外側で測定可能な直近の位置について、計量法(平成四年法律第五十一号)第七十一条の条件に合格した騒音計を用いて行う日本産業規格Z八七三二に定める騒音レベルの測定方法とする。この場合において、聴覚補正回路はA特性を、動特性は速い動特性を用いることとし、騒音レベルは、五秒以内の一定時間間隔及び五十個以上の測定値の五パーセント時間率騒音レベルとする。

2 令第十一条第三項の振動の測定に係る国家公安委員会規則で定める方法は、営業所の境界線の外側で測定可能な直近の床又は地面（緩衝物がなく、表面が水平であり、かつ、堅い床又は地面に限る。）について、計量法第七十一条の条件に合格した振動レベル計を用いて行う日本産業規格Z八七三五に定める振動レベルの測定方法とする。この場合において、周波数重み付け特性は鉛直振動特性を、時間重み付け特性は日本産業規格C一五〇に定める時間重み付け特性を用いることとし、振動レベルは、五秒間隔及び百個の測定値又はこれに準ずる間隔及び個数の測定値の八十パーセントレンジの上端値とする。

（法第二条第九項の会話の申込みをした者が十八歳以上であることを確認するための措置）

第六十七条 〔略〕

2 識別番号等は、第一号に掲げる者が、識別番号等の付与を受けようとする者（以下この条及び第七十三条において「識別番号等付与希望者」という。）の求めに応じ、その者が十八歳以上であることを第二号に掲げる方法（第一号口に規定する者にあつては、第二号二に掲げる方法を除く。）により確認した上で、付与するものとする。

一 次のいずれかに掲げる者

イ 〔略〕

ロ 当該店舗型電話異性紹介営業を営む者の委託を受けて、十八歳以上である者に対して識別番号等を付与し、及び法第二条第九項に規定する会話の申込みをした者が告知した識別番号等が自ら付与したものであるかどうかを当該店舗型電話異性紹介営業を営む者に回答する業務（以下「識別番号付与等業務」という。）を行う者であつて、次に掲げる要件を備えたもの

- (1) 〔略〕
  - (2) その役員（理事、監事又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し理事、監事又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は識別番号付与等業務に従事させようとする職員のうち次に掲げる者がいないものであること。
- (i) 法第四条第一項第一号から第四号まで、第六号又は第八号から第十号までのいずれかに該当する者

- 〔ii〕・〔iii〕 略
- 〔3〕・〔4〕 略

二 〔略〕

〔特定遊興飲食店営業者に対する聴聞決定予定日の通知〕

第七十四条の三 第六条の四の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第四条第一項第八号口の規定による通知について準用する。この場合において、第六条の四第一項中「風俗営業」とあるのは「特定遊興飲食店営業」と、同条第二項中「風俗営業者」とあるのは「特定遊興飲食店営業者」と読み替えるものとする。

（特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認の申請）

第八十二条 第十四条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条の二第一項の規定により法人の合併の承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第十四条第三項第二号及び第三号中「府令」とあるのは、「府令第十七条において準用する府令」と読み替えるものとする。

（特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認の申請）

第八十三条 第十五条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条の三第一項の規定により法人の分割の承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第十五条第三項第二号及び第三号中「府令」とあるのは、「府令第十七条において準用する府令」と読み替えるものとする。

2 令第十一条第三項の振動の測定に係る国家公安委員会規則で定める方法は、営業所の境界線の外側で測定可能な直近の床又は地面（緩衝物がなく、表面が水平であり、かつ、堅い床又は地面に限る。）について、計量法第七十一条の条件に合格した振動レベル計を用いて行う日本産業規格Z八七三五に定める振動レベルの測定方法とする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を、動特性は日本産業規格C一五〇に定める動特性を用いることとし、振動レベルは、五秒間隔及び百個の測定値又はこれに準ずる間隔及び個数の測定値の八十パーセントレンジの上端値とする。

（法第二条第九項の会話の申込みをした者が十八歳以上であることを確認するための措置）

第六十七条 〔同上〕

2 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 〔同上〕

- (1) 〔同上〕
- (2) 〔同上〕

(i) 法第四条第一項第一号から第四号まで又は第六号から第九号までのいずれかに該当する者

- 〔ii〕・〔iii〕 同上
- 〔3〕・〔4〕 同上

二 〔同上〕

〔条を加える。〕

（特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認の申請）

第八十二条 第十四条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条の二第一項の規定により法人の合併の承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第十四条第三項第二号中「第一条第四号イ」とあるのは、「第十七条において準用する府令第一条第四号イ」と読み替えるものとする。

（特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認の申請）

第八十三条 第十五条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条の三第一項の規定により法人の分割の承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第十五条第三項第二号中「第一条第四号イ」とあるのは、「第十七条において準用する府令第一条第四号イ」と読み替えるものとする。

(国家公安委員会への報告事項等)  
**第百十三条** 法第四十一条の第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

報告する場合	事項
一 法第三条第一項の許可をした場合	一 許可を受けた者が個人である場合には、その氏名、住所及び生年月日(以下この条において「氏名等」という。)並びに本籍(日本国籍を有しない者にあつては、国籍。以下この条において同じ。) 二 許可を受けた者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の氏名等及び本籍 三 許可を受けた者が法人である場合において、その者と密接な関係を有する法第四条第一項第七号イからハまでに掲げる法人があるときは、その名称及び住所並びに代表者の氏名 四 営業所の名称及び所在地 五 風俗営業の種類 六 許可年月日 七 許可番号
三 法第七条の第二項の承認をした場合 [略]	一 合併後存続し、又は合併により設立される法人の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の氏名等及び本籍 二 合併後存続し、又は合併により設立される法人と密接な関係を有する法第七条の第二項において準用する法第四条第一項第七号イからハまでに掲げる法人があるときは、その名称及び住所並びに代表者の氏名 三 営業所の名称及び所在地 四 風俗営業の種類 五 承認年月日 六 許可番号
四 法第七条の第三項の承認をした場合	一 分割により風俗営業を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の氏名等及び本籍

(国家公安委員会への報告事項等)  
**第百十三条** [同上]

報告する場合	事項
一 法第三条第一項の許可をした場合	一 許可を受けた者が個人である場合には、その氏名、住所及び生年月日(以下この条において「氏名等」という。)並びに本籍(日本国籍を有しない者にあつては、国籍。以下この条において同じ。) 二 許可を受けた者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の氏名等及び本籍 [号を加える。] 三 営業所の名称及び所在地 四 風俗営業の種類 五 許可年月日 六 許可番号
三 法第七条の第二項の承認をした場合 [同上]	一 合併後存続し、又は合併により設立される法人の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の氏名等及び本籍 [号を加える。] 二 営業所の名称及び所在地 三 風俗営業の種類 四 承認年月日 五 許可番号
四 法第七条の第三項の承認をした場合	一 分割により風俗営業を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の氏名等及び本籍

<p>十三 法第三十一条の二十三において準用する法第七条の二第一項の承認をした場合</p>	<p>十一 法第三十一条の二十二の許可をした場合</p>	<p>〔略〕</p>
<p>一 合併後存続し、又は合併により設立される法人の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員等の氏名等及び本籍 二 合併後存続し、又は合併により設立される法人と密接な関係を有する法第三十一条の二十三において準用する法第七条の二第二項において準用する法第四条第一項第七号イからハまでに掲げる法人があるときは、その名称及び住所並びに代表者の氏名 三 営業所の名称及び所在地 四 承認年月日 五 許可番号</p>	<p>一 許可を受けた者が個人である場合には、その氏名等及び本籍 二 許可を受けた者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員等の氏名等及び本籍 三 許可を受けた者が法人である場合において、その者と密接な関係を有する法第三十一条の二十三において準用する法第四条第一項第七号イからハまでに掲げる法人があるときは、その名称及び住所並びに代表者の氏名 四 営業所の名称及び所在地 五 許可年月日 六 許可番号</p>	<p>二 分割により風俗営業を承継する法人と密接な関係を有する法第七条の三第二項において準用する法第四条第一項第七号イからハまでに掲げる法人があるときは、その名称及び住所並びに代表者の氏名 三 営業所の名称及び所在地 四 風俗営業の種類 五 承認年月日 六 許可番号</p>

<p>十三 法第三十一条の二十三において準用する法第七条の二第一項の承認をした場合</p>	<p>十一 法第三十一条の二十二の許可をした場合</p>	<p>〔同上〕</p>
<p>一 合併後存続し、又は合併により設立される法人の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員等の氏名等及び本籍 〔号を加える。〕 二 営業所の名称及び所在地 三 承認年月日 四 許可番号</p>	<p>一 許可を受けた者が個人である場合には、その氏名等及び本籍 二 許可を受けた者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員等の氏名等及び本籍 〔号を加える。〕 三 営業所の名称及び所在地 四 許可年月日 五 許可番号</p>	<p>〔号を加える。〕 二 営業所の名称及び所在地 三 風俗営業の種類 四 承認年月日 五 許可番号</p>

<p>十四 法第三十一条の二十三において準用する法第七条の三第一項の承認をした場合</p> <p>一 分割により特定遊興飲食店営業を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の名簿及び本籍</p> <p>二 分割により特定遊興飲食店営業を承継する法人と密接な関係を有する法第三十一条の二十三において準用する法第七条の三第二項において準用する法第四条第一項第七号イからハまでに掲げる法人があるときは、その名称及び住所並びに代表者の氏名、営業所の名称及び所在地</p> <p>三 承認年月日</p> <p>四 許可番号</p> <p>五 [略]</p>	<p>十四 法第三十一条の二十三において準用する法第七条の三第一項の承認をした場合</p> <p>一 分割により特定遊興飲食店営業を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の名簿及び本籍</p> <p>二 [号を加える。]</p> <p>三 営業所の名称及び所在地</p> <p>四 承認年月日</p> <p>五 許可番号</p> <p>四 [同上]</p>
<p>2 [略]</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>2 [同上]</p>
<p>第二條 (風俗環境浄化協会等に関する規則の一部改正)</p> <p>第一條 風俗環境浄化協会等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	<p>改 正 後</p> <p>(調査員)</p> <p>第四條 都道府県協会は、次の各号のいずれかに該当する者を法第三十九条第二項第六号又は第七号の規定による調査の業務(以下「調査業務」という。)に従事させてはならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 法第四条第一項第一号から第四号まで、第六号又は第八号から第十号までのいずれかに該当する者</p> <p>三 [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>
<p>改 正 後</p> <p>(認定申請の手続)</p> <p>第一條 「1」3 略</p> <p>4 遊技機の点検及び取扱いを適正に行うことができる者に関する要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 前項第二号ロ(2)に掲げる者にあつては、次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ [略]</p>	<p>改 正 前</p> <p>(認定申請の手続)</p> <p>第一條 「1」3 同上</p> <p>4 [同上]</p> <p>一 [同上]</p> <p>イ [同上]</p>
<p>第二條 (遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部改正)</p> <p>第一條 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	<p>改 正 前</p>

<p>口 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 法第四条第一項第一号から第四号まで、第六号、第八号から第十号まで又は第十三号のいずれかに該当する者</p> <p>(3)〜(7) 略</p> <p>(8) 法人である場合にあつては、その役員のうち(2)から(6)まで(2)については、法第四条第一項第十三号に係る部分を除く。のいずれかに該当する者があるものの従業者</p> <p>二 〔略〕</p> <p>5 〔略〕</p>	<p>口 〔同上〕</p> <p>(1) 〔同上〕</p> <p>(2) 法第四条第一項第一号から第四号まで又は第六号から第九号までのいずれかに該当する者</p> <p>(3)〜(7) 同上</p> <p>(8) 法人である場合にあつては、その役員のうち(2)から(6)までのいずれかに該当する者があるものの従業者</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>5 〔同上〕</p>
--	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年十一月二十八日）から施行する。

そ の 他 告 示

○国家公安委員会告示第三十七号

次の大量破壊兵器関連計画等関係者が、国際連合安全保障理事会決議第七百三十七号等により設置された委員会の作成する名簿に記載されているので、国際連合安全保障理事会決議第一千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百四十四号）第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十月十七日

国家公安委員長 坂井 孝

<p>第1 イランに係る大量破壊兵器関連計画等関係者（自然人）</p> <p>1 氏名 モハンマド・ガンナデー (MOHAMMAD QANNADI)</p> <p>別名 不明</p> <p>称号 不明</p> <p>役職 イラン原子力研究・開発担当副長官 (Vice President for Research &amp; Development, Atomic Energy Organisation of Iran (AEOD))</p> <p>生年月日 1952年10月13日</p> <p>出生地 不明</p> <p>国籍 Iran (Islamic Republic of)</p> <p>旅券番号 (a)A20694, issued in Iran (Islamic Republic of) (b)A0003044, issued in Iran (Islamic Republic of)</p> <p>住所 不明</p> <p>名簿に記載された年月日 2006年12月23日 (2014年12月17日改訂)</p> <p>名簿記載者公告番号 11-1</p> <p>その他参考となるべき事項 なし</p> <p>2 氏名 ベフマン・アスガルポール (BEHMAN ASGARPOUR)</p> <p>別名 (a)Behman Asgharpour (b)Behman Asgharpur</p> <p>称号 不明</p> <p>役職 フラク重水研究計画運用部長 (Operational Manager of the heavy water research reactor project at Arak)</p> <p>生年月日 不明</p> <p>出生地 不明</p> <p>国籍 不明</p>	<p>3 氏名 ダウード・アウガージャーニー (DAWOOD AGHA-JANI)</p> <p>別名 不明</p> <p>称号 不明</p> <p>役職 ナタンズ・パイロット燃料濃縮プラント総裁 (Head of the Pilot Fuel Enrichment Plant at Natanz)</p> <p>生年月日 1957年4月23日</p> <p>出生地 Ardebil, Iran (Islamic Republic of)</p> <p>国籍 不明</p> <p>旅券番号 15824769, issued in Iran (Islamic Republic of)</p> <p>住所 不明</p> <p>名簿に記載された年月日 2006年12月23日 (2014年12月17日改訂)</p> <p>名簿記載者公告番号 11-3</p> <p>その他参考となるべき事項 なし</p> <p>4 氏名 イーサン・モナージェミー (EHSAN MONAJEMI)</p> <p>別名 Ihsan Monajemi</p> <p>称号 不明</p> <p>役職 ナタンズ・パイロット燃料濃縮プラント建設計画部長 (Construction Project Manager of the Pilot Fuel Enrichment Plant at Natanz)</p> <p>生年月日 不明</p> <p>出生地 不明</p> <p>国籍 不明</p> <p>旅券番号 不明</p> <p>住所 不明</p> <p>名簿に記載された年月日 2006年12月23日 (2014年12月17日改訂)</p> <p>名簿記載者公告番号 11-4</p> <p>その他参考となるべき事項 なし</p>
--	--